

神戸市入湯税取扱要綱

制定 平成27年3月31日

1. 趣旨

この要綱は、神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号。以下「条例」という。）及び神戸市市税条例施行規則（昭和30年11月規則第82号。以下「規則」という。）に規定する入湯税について、解釈その他の取扱いを定める。

2. 利用料金の定義（条例第177条の2第2項第3号関係）

- (1) 条例第177条の2第2項第3号に規定する「利用料金」とは、入場料、休憩料、入湯料等名称の如何に拘わらず、当該施設の利用に関して支払われるべき料金をいう。
- (2) ただし、(1)の料金にタオル・食事・休憩等、入湯以外の要素が含まれている場合において、当該入湯のみの場合の料金が別途設定され、一般に明示され、利用者の意思により実際に当該別途設定料金の利用が可能であるときは、当該別途設定料金を利用料金とみなす。
- (3) また、ここでいう「料金」とは、当該利用時において当該利用者が、他に特段の条件がない場合に支払うべき通常料金をいうものとする。

具体例（いずれも、額については消費税及び地方消費税に相当する額を除く。なお、課税免除となる「利用料金」は、税抜きで1,200円未満。）

ア. タオル・食事・休憩等、入湯以外の要素が含まれる料金（いわゆるセット料金）で利用する場合

例1 セット料金は3,000円、入湯のみの場合の料金は設定されていない場合

(1)に規定する「当該施設の利用に関して支払われるべき料金」である3,000円が利用料金。（課税）

例2 セット料金は3,000円、入湯のみの場合の料金は1,000円と明示されており、実際に1,000円で入湯のみが可能の場合

(2)に規定する「入湯のみの場合の料金」である1,000円が利用料金。（課税免除）

例3 セット料金は3,000円、その内訳として入湯料1,000円と明示されているが、実際には1,000円だけを支払って入湯することはできない場合

1,000円は(2)に規定する「実際に当該別途設定料金が利用可能であるとき」には当たらないので、例1と同じく3,000円が利用料金。（課税）

例4 セット料金は3,000円、入湯のみの場合の料金は1,500円、1時間の時間制限つきで入湯のみの場合の料金は1,000円と明示されている場合

セット料金の利用者には時間制限がないため、(2)に規定する「当該入湯のみの場合の料金」は、時間制限なしの入湯のみの場合の1,500円。したがって、

- ・セット料金の利用者 1,500円が利用料金。（課税）
- ・入湯のみ（時間制限なし）の料金の利用者 1,500円が利用料金。（課税）
- ・入湯のみ（1時間の時間制限つき）の料金の利用者 1,000円が利用料金。（課税免除）

イ. 一定時間以上利用したときは追加料金が必要になる場合

例 当該施設に入場した時点では1,000円を支払い、退出時に入場時から1時間を超えていたときは追加料金500円を支払う場合

(1)に規定する「当該施設の利用に関して支払われるべき料金」は、入場時点のみという制限はなく、利用全体に関してかかるものである。したがって、

- ・追加料金を支払わなかった場合 1,000円が利用料金。（課税免除）
- ・追加料金を支払った場合 1,000円+500円=1,500円が利用料金。（課税）

ウ. 曜日により利用料金の変動する場合

例 平日は1,000円、土日祝日は1,500円の場合

どちらも(3)に規定する「当該利用時において…支払うべき通常料金」にあたる。したがって、

- ・ 平日 1,000円が利用料金。(課税免除)
- ・ 休日 1,500円が利用料金。(課税)

エ. 大人か子供かにより利用料金が違う場合

例 大人1,500円、子供1,000円の場合

どちらも(3)に規定する「当該利用者が…支払うべき通常料金」にあたる。したがって、

- ・ 大人 1,500円が利用料金。(課税)
- ・ 子供 1,000円が利用料金。(課税免除)

※ なお、この例に限らず、7歳未満は条例第177条の2第1項第1号により常に課税免除。

オ. 割引券・回数券・会員券・無料招待券等により利用料金が割引になる場合

例1 割引券・回数券・会員券等を利用したときは1,000円、利用しないとき(通常料金)は1,500円の場合

割引券等の利用は、(3)に規定する「特段の条件」にあたる。したがって、「特段の条件がない場合に支払うべき通常料金」である1,500円が利用料金。(課税)

例2 無料招待券を利用したときは0円、利用しないとき(通常料金)は1,500円の場合

例1と同様。(課税)

3. 宿泊の定義(条例第177条の2第2項第3号、第177条の3関係)

条例第177条の2第2項第3号及び第177条の3に規定する「宿泊」とは、旅館業法第2条第6項に規定する宿泊(寝具を使用して施設を利用すること)をいうものとする。

ただし、当該施設において、夜間の時間帯を含まない宿泊(いわゆるデイクース)を、夜間の時間帯を含む宿泊と区別し、料金体系上明らかに前者の料金を軽減している場合は、当該デイクースは「宿泊」に該当しないものとする。

4. 宿泊を伴わない入湯における1日の定義(条例第177条の3第2号関係)

条例第177条の3第2号に規定する「1日」については、当該施設における継続滞在が2暦日にわたる場合には、当該入湯は滞在開始時刻の属する日の入湯として、当該日の「1日」の入湯とする。

5. 施行期日

平成27年4月1日